奈良市パブリックコメント手続に関する指針

第1 目的

この指針は、「クリーンな市政」を実行するため、市が行おうとする施策を策定する過程においてその情報を公開し、市民等からの多様な意見及び提言を考慮して意思決定することで市民との協働によるまちづくりを実現しようとする基本的な手続のひとつを定めるものです。

第2 定義

この指針において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりです。

1 パブリックコメント手続

市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を 広く公表し、これらについて市民等から直接に意見及び提言(以下「意見等」 という。)を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決 定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいいます。

2 市民等

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
- 3 実施機関
 - (1) 市長
 - (2) 公営企業管理者
 - (3) 消防長
 - (4) 教育委員会

第3 対象

- 1 実施機関は、次に掲げる計画、条例等(以下「計画等」といいます。)を策定しようとするときは、この指針に定める手続を行うよう努めることとします。
 - (1) 市の施策に関する基本的な計画の策定及び重要な変更
 - (2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除きます。)の制定又は改廃
 - (3) 市民等の公共の用に供する施設で、全市域を対象とするものの建設等に係る計画の策定及び重要な変更
- 2 1の規定にかかわらず、市民等からの意見聴取の手続が法令等により別に定

められているものや実施機関に裁量の余地がないと認められるもの、緊急を要するもの、軽微なもの等については、パブリックコメント手続の全部又は一部を行わないものとします。

3 1に掲げる計画等に該当しないものであっても、パブリックコメント手続を 行うことが望ましいものについては本手続を行うこととします。

第4 計画等の案の公表等

- 1 実施機関は、パブリックコメント手続を経て計画等を策定しようとするとき は、最終的な意思決定を行う前にその計画等の案を公表するものとします。
- 2 実施機関は、1の規定により計画等の案を公表するときは次に掲げる資料 (以下「案等」といいます。)を公表するよう努めるものとします。
 - (1) 計画等の案の概要
 - (2) 計画等を策定した趣旨、目的及び背景
 - (3) 計画等を策定する際に整理した実施機関の考え方
 - (4) 計画等の内容を市民等が理解するために必要な関連資料

第5 公表の方法等

- 1 実施機関は、第4の1により案等を公表しようとするときは、次に掲げる方法により市民等への周知に努めるものとします。
 - (1) 市のホームページへの掲載
 - (2) 広報紙への掲載
 - (3) その計画等の主管課及び総務課並びに出張所及び行政センターでの閲覧
- 2 公表する内容が相当量に及ぶ場合は、1 に掲げるすべての方法において案等 の全体を公表する必要はないものとします。ただし、この場合、実施機関は案 等の全体を入手する方法を明確にするものとします。

第6 意見等の提出方法

市民等がパブリックコメント手続により実施機関へ意見等を提出する方法は、 次のとおりとし、提出先とともに案等の公表の際に明示するものとします。

- (1) 郵便及び信書便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 持参
- (5) その他実施機関が認める方法

第7 意見等の受付期間

- 1 パブリックコメント手続により提出される意見等の受付期間は、30日以上とし、その期間は案等の公表の際に明示するものとします。
- 2 実施機関は、計画等を定めようとする場合において、30日以上の受付期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、1の規定にかかわら

ず、30日を下回る受付期間を定めることができます。この場合においては、 当該案等の公表の際その理由を明らかにしなければなりません。

第8 意見等の取扱い

- 1 実施機関は、提出された意見等を考慮して、計画等について意思決定を行うものとします。
- 2 実施機関は、計画等について意思決定を行ったときは、提出された主な意見等の要点を項目ごとに整理集約した上でそれに対する実施機関の考え方、並びに案等を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表するものとします。ただし、計画等に対して単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとします。
- 3 実施機関は、意見等に対する個別の回答は、原則として行わないものとします。
- 4 当該案等についての意見等を提出した個人の氏名又は法人の名称その他個人又は法人に関する情報は、原則として公表しません。ただし、当該情報を公表しようとする実施機関は、当該案等を公表する際に明示しなければなりません。
- 5 実施機関は、提出された意見等の中に奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第7条に規定する不開示情報に該当する情報が含まれている場合には、その情報は公開しないものとします。
- 6 2による公表の方法については、案等の公表方法を準用します。また、公表 の期間は1年間とします。

第9 意思決定過程の特例

- 1 附属機関等において、この指針に定める手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、実施機関が計画等を立案する場合その他計画等の立案に関し、この指針に規定する事項について他に特別な定めがある場合は、この指針の規定は、適用しません。
- 2 本手続を行った後、最終的な意思決定を行うまでに相当の期間が経過した 場合又は著しい事情の変化等により当初の案と著しく異なる案により計画等 を策定する場合は、再度本手続を行うものとします。

附則

- 1 この指針は、平成18年1月1日から施行します。
- 2 この指針の施行前に既に策定され、又は策定に着手されている事項について は、この指針の規定は適用しないものとします。

附則

この指針は、平成20年4月1日から施行します。

附則

- この指針は、平成21年4月1日から施行します。 附 則
- この指針は、平成23年4月1日から施行します。 附 則
- この指針は、平成23年12月1日から施行します。 附 則
- この指針は、平成26年4月1日から施行します。 附 則
- 1 この指針は、令和2年4月1日から施行します。
- 2 この指針の施行の際、現にこの指針による改正前の奈良市パブリックコメント手続に関する指針に定める手続により実施している案等の公表に係る手続については、なお従前の例によります。